

高知家おもてなし県民表彰要綱

（目 的）

第 1 条 優れたおもてなしを実践している法人その他の団体等（以下「団体等」という。）を表彰することにより、県民のおもてなし機運を醸成し、高知家ならではのまごころのこもったおもてなしを県内全域に展開することを目的とする。

（対 象）

第 2 条 表彰は、高知県内において独自の接遇・おもてなしを展開するなど、魅力ある観光地づくりに積極的に取り組んでいる団体等に対して、高知県おもてなし県民会議会長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

(1) 表彰候補団体等が高知県内に所在（居住）する団体等でない（高知県内に本社があるか否かは問わない。また、選考の範囲は、高知県内の団体等のみとする。）

(2) 別表第 1 に掲げるいずれかに該当している

(3) 税金や社会保険料を滞納している

(4) 会社更生法、民事再生法による更生（再生）手続き中である

(5) その他、公の秩序もしくは善良な風俗に反するおそれがある

(6) 前各号のほか、表彰することが適当でないと高知県おもてなし県民会議会長が認めるもの

（推 薦）

第 3 条 表彰候補団体等の推薦は、別記様式により推薦書を提出するものとする。

（選 考）

第 4 条 被表彰団体等の決定は、高知県おもてなし県民会議の委員審査によるものとする。

（表彰の方法）

第 5 条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰には、記念品等を添えることができるものとする。

3 表彰の日時等の詳細は、表彰者決定後に通知するものとする。

（表彰の取消）

第 6 条 被表彰団体等が、被表彰者としてふさわしくないと認められる行為を行ったときは、当該表彰を取り消すことができる。

（事務局）

第 7 条 表彰に関する事務は、高知県観光振興部観光政策課おもてなし室

において行う。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 4 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。